

地域クラブ活動とは ～国ガイドライン・県方針より～

・ **学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展し充実を図ることが重要である。**

- ・ 地域クラブ活動を統括する運営団体
- ・ 個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体
- ・ 市区町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。

大分市における休日の地域クラブ活動

- ① 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』を遵守し、学校、関係団体、教育委員会が連携した活動を行う。※休養日、活動時間
- ② 学校部活動の教育的意義を継承した活動を行う。
- ③ 学校、教育委員会と連携した活動として、競技・文化活動経験、指導経験、指導者資格を有する指導者により適切な指導を行う。
- ④ 連携する対象団体は、大分市総合型地域スポーツクラブ、競技団体、文化団体等とする。
- ⑤ 学校、関係団体、教育委員会が連携し、指導者の確保及び指導者の資質向上に努める。

学校

休日の活動状況を報告

- 休日活動の連絡
- 保護者からの問い合わせ
- 生徒の保険加入手続き
- 生徒間トラブル
- 保護者説明会 等

総合型地域スポーツクラブ 競技団体 文化団体 等

休日の地域クラブ活動として参加

- 学校管理下ではない
- 学校と連携した活動として学校施設使用可
- 通学している学校に該当部活動がない場合、他校からの参加を可能とする
- 地域クラブ活動として大会への参加が可能
- 教職員の兼職兼業

部活動運営に関する指導助言

- 学校部活動と地域クラブ活動の連携
- 専門的な指導の実施が難しい部への対応
- 部活動指導員、特別外部指導者、外部指導者を活用した運営（指導者の派遣）
- ガイドラインを遵守した団体との連携
- 各種大会参加規程の状況により検討

連携した運営体制のメリット

- ① 受け皿となる団体の確保と業務の明確化
- ② 総合型地域スポーツクラブ等との連携
- ③ 減免申請による施設利用
- ④ 各家庭の経済的負担軽減
- ⑤ 今後の国・県の動向に対応可能

大分市・大分市教育委員会

『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』を遵守した活動

- 体罰・暴言のない指導
- 適切な休養日と活動時間の設定
- 学校部活動の教育的意義の継承

指導者の資質向上

- 市教委が指定する研修へ指導者の参加

学校と教育委員会との情報共有

- 成果や課題等を三者で共有可能

今後の地域移行に関する情報共有

- 将来を見据え、受益者負担等について検討

学校部活動の状況を報告

- 専門的な指導ができない部活動
- スポーツ安全保険に加入

市役所

業務の委託

- 休日の活動における指導者謝金
- 学校への連絡等に対する補助

大分市における部活動及び地域クラブ活動は、自主的で多様な学びの場としての教育的意義や役割を継承・発展させ、学校教育関係者等と必要な連携を図り運営するものとする。

	学校部活動	地域クラブ活動	クラブチーム
所属生徒	部活動を設置する学校の生徒	市全域または市が指定した地域の学校の生徒	運営するチームの方針による
管理	学校	市または市と連携した団体	運営するチーム
活動時間	平日2時間程度 休日3時間程度		運営するチームの方針による
休養日の設定	平日1日 休日1日 週2日以上休養日を設定する		
会費	学校が金額を設定	市が連携する団体と金額を設定	
指導者への謝礼金等	休日の部活動手当	市が連携する団体から	

	生徒の活動希望	平日の学校部活動	地域クラブ活動	クラブチーム	活動日数
生徒A	他の生活・習い事と両立	○			週3日
生徒B	部活動中心	○	○		週4～5日
生徒C	クラブチームのみ			○	週5日

部活動及び地域クラブ活動の運営に関する課題への対応（案）

①	指導者の確保	2026年度までに部活動と地域クラブ活動での指導が可能な指導者の把握発掘。移行後各団体に所属可能。
②	指導者対象の研修実施	部活動及び地域クラブ活動指導者対象の研修を市教委が指定。
③	指導者への謝礼金	本市地域クラブ活動の参加に際しては連携団体と協議し設定する。
④	会費等の保護者負担	2029年度より休日の地域クラブ活動への参加は受益者負担とする。
⑤	学校と運営団体との連絡調整	地域クラブ活動との連携は市が行う。
⑥	事故発生時の保険・補償内容	地域クラブ活動の際は市及び実施主体となる。
⑦	大会・コンクール等の参加・引率規定	平日の指導者と休日の指導者による調整。今後の動向による。